

岩手県収用委員会告示第5号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成29年4月11日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道45号改築工事（三陸北縦貫道路・岩手県下閉伊郡田野畑村真木沢地内から同村菅窪地内まで、同村沼袋地内から同郡普代村第11地割字柏木平地内まで、同村第16地割字天拝坂地内から同県九戸郡野田村大字玉川第2地割字日影山地内まで及び同村大字玉川第5地割字上代川地内から久慈市新井田第4地割地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道、村道及び二級河川付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県 下閉伊 郡普代 村第22 地割字 沢向	不明。ただし、 1番2、2番2 、3番1、8番 1、8番3又は 9番1	不明。ただし、 1番2は山林、 2番2は山林、 3番1は山林、 8番1は山林、 8番3は山林、 9番1は山林	不明。ただし、 1番2は15,471 ㎡、2番2は 1,619㎡、3番 1は12,029㎡、 8番1は31,679 ㎡、8番3は 7,213㎡、9番 1は33,887㎡	筆界未 確定に つき不 明	303.41㎡ 115.81㎡ 2,619.33㎡	3,390.52㎡ 45.79㎡ 34.09㎡	山林	別図1に①、② 及び③として赤 色で、⑦として 黄色で、⑧及び ⑨として緑色で 表示する部分
	不明。ただし、 1番3又は8番 3	不明。ただし、 1番3は山林、 8番3は山林	不明。ただし、 1番3は2,072 ㎡、8番3は 7,213㎡	筆界未 確定に つき不 明	46.52㎡	19.79㎡	河川	別図2に④とし て赤色で、⑩と して緑色で表示 する部分
岩手県 下閉伊 郡普代 村第21 地割字 堀内	不明。ただし、 112番又は113番 1	不明。ただし、 112番は山林、 113番1は山林	不明。ただし、 112番は35,087 ㎡、113番1は 27,110㎡	筆界未 確定に つき不 明	77.43㎡	6.52㎡ 88.50㎡	山林	別図3に⑤とし て赤色で、⑪及 び⑫として緑色 で表示する部分
	不明。ただし、 88番、88番1、 88番2、112番 、115番1、115 番2、116番1 、118番、119番 、120番、140番 2、141番3、	不明。ただし、 88番は山林、88 番1は山林、88 番2は原野、 112番は山林、 115番1は山林 、115番2は山 林、116番1は	不明。ただし、 88番は152㎡、 88番1は28,509 ㎡、88番2は 10,500㎡、112 番は35,087㎡、 115番1は 26,773㎡、115	筆界未 確定に つき不 明	2,883.46㎡	4.63㎡ 21.87㎡ 58.22㎡ 60.41㎡ 9.70㎡ 4.60㎡ 4.30㎡ 10,489.73㎡	山林	別図4に⑥とし て赤色で、⑬、 ⑭、⑮、⑯、⑰ 、⑱及び⑲とし て緑色で、⑳と して黄色で表示 する部分

145番1、145番2又は145番1地先	山林、118番は山林、119番は山林、120番は山林、140番2は原野、141番3は原野、145番1は山林、145番2は原野、145番1地先はなし	番2は1,388㎡、116番1は67,606㎡、118番は5,586㎡、119番は9,239㎡、120番は17,084㎡、140番2は876㎡、141番3は595㎡、145番1は4,504㎡、145番2は3,180㎡、145番1地先はなし						
不明。ただし、1番、7番1、150番1、164番、165番、166番又は1番地先	不明。ただし、1番は山林、7番1は山林、150番1は原野、164番は山林、165番は山林、166番は山林、1番地先はなし	不明。ただし、1番は154,958㎡、7番1は81,163㎡、150番1は1,776㎡、164番は20,456㎡、165番は8,016㎡、166番は81,068㎡、1番地先はなし	筆界未確定につき不明	なし	7,538.23㎡ 92.66㎡ 198.98㎡ 53.85㎡ 10,193.06㎡	山林、原野、雑種地、公衆用道路、水路	別図5に①、②、③、④及び⑤として黄色で表示する部分	

4 土地所有者の氏名及び住所 別紙1のとおり。

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 別紙2のとおり。

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年4月4日

備考 「別図」及び「別紙」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。